令和８年度

第１回　阿賀野市入札監視委員会

令和８年１０月１５日（木）

阿賀野市総務部財務課

令和８年度　第１回　阿賀野市入札監視委員会　会議録

１　日　時　令和８年１０月１５日（木）　午後２時００分～午後３時１５分

２　場　所　阿賀野市役所本庁舎　４階　４０２会議室

３　委　員

佐伯竜彦、磯部亘、本間康子、一宮三郎、南場俊英

４　傍聴者　４名

５　議題

（１）期間内の発注状況等報告

・期間内の工事総括について（対象期間：令和８年２月～令和８年７月）

・発注方式別工事等について（対象期間：令和８年２月～令和８年７月）

・指名停止・苦情処理・談合情報対応の状況等について

（対象期間：令和８年２月～令和８年７月）

（２）抽出案件の審議

・制限付一般競争入札　２件

・通常指名競争入札　２件

・随意契約　１件

（３）その他

「期間内の発注状況等報告」

「質問・意見」	「回答」
1　中止と不落が多いのではないか。資材費と労務費の高騰の影響か。その場合は対策をとらないと。	1　例年と比較して多かった。プールの案件では、低入札調査価格の設定により、失格者が多く、中止に至った。指名競争入札では、複数の案件で入札者が 2 者に達せず中止になった。資材費と労務費の高騰の影響も若干ある。
2　A-5,6,7、D-3 は同じ場所の工事か。A-5,6 が中止と不落であるが、D-3 の発注をしたのか。	2　同じ場所の一連の工事、その施工管理であり、A-5,6 については A-13,14 で再入札している。
3　プールの維持管理について、阿賀野市の方針は。プールを利用する際の子どもたちの送迎はどうなるのか。	3　安田の B&G、水小の 2 局を中心に改修し、その他の既存のプールについては廃止する方向で経費を抑えていく方針である。安田の B&G では既にバスで子どもたちの送迎を行っている。

「苦情処理、談合情報対応の状況報告」

「質問・意見」	「回答」
1　近年の対応状況はあるか。	1　ない。

「抽出案件」

制限付一般競争入札（A）【2 件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額（単位：円）	落札率	発注課	入札参加者数
A-5	学教工第 20 号	学校屋内プール整備工事（建築）	建築	－	－	－	学校教育課	－

抽出理由（一宮委員）

入札参加 3 者共基準価格を下回り失格となっているが、事前の積算が厳しかったのではないか。

「回答」

本案件はプールの建築工事であり、建築コンサルタントの資格を有する事業者へ設計委託し、その成果を基に入札を執行した。設計は国土交通省の公共建築工事積算基準に準じて積算しており、発注者側で独自に単価を低く設定するなど、厳しい条件で算定しているものではなく、国が示す積算基準や標準的な単価等を基本として、適正な工事費を設定している。

「質問・意見」

1　低入札価格調査の条件は何か。必ず調査を行うのか。中止後再入札は同じ 3 者だったか。再入札の際にも低入札調査価格を設定するのか。

1　低入札価格調査は、1 億円以上の工事が対象となり、その調査基準価格を下回った場合に調査する。なお、調査基準価格とは別に、各費目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）について一定割合（10%）を引き下げた数値的失格基準を設定しており、いずれかの項目を 1 つでも下回った場合は、要綱に基づき失格としている。今回は 3JV とも失格基準を下回り失格となった。中止後の再入札も低入札価格を設定し、同じ 3JV が参加した。

2　低入札価格調査が入ることは公表されているのか。難しい積算なのか。業者は一般的な単価を使い、基準を下回ると知ってなお低入札になる場合もあるのか。

2　低入札価格調査が入ることは公表されている。積算は国・県の基準に基づき積算している。受注者の意欲から、各々得意な部分を下げてきたため、失格となった。

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額（単位：円）	落札率	発注課	入札参加者数
A-35	生涯工第6号	前山体育館照明設備改修工事	電気	（有）京ヶ瀬電気	18,580,100	78.93%	生涯学習課	5

抽出理由（一宮委員） 廃校になった学校に設備投資する必要があるのか。 「質問・意見」 1　利用頻度について。	「回答」 旧前山小学校の体育館は、昨年解体した京ヶ瀬体育館の代替施設、京ヶ瀬地区の生涯学習施設として、市民の利用に寄与している以上、適切な維持管理を行う必要がある。 1　利用者報告書の集計から、令和7年度は1万1000人の利用があった。

通常型指名競争入札（C）【2件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額（単位：円）	落札率	発注課	入札参加者数
C-20	生涯委第2号	旧安田公民館解体工事設計業務委託	建築ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ	－	－	－	生涯学習課	－

抽出理由（一宮委員）

なぜ7者参加で全者辞退したのか。

「回答」

本案件で7者中6者が最低制限価格を下回ったことから、内訳書を確認したところ、直接工事費において設計書との乖離が確認された。当施設は昭和47年に建設され、53年経過しており、設計に必要な図面等もなく、周辺地域は埋蔵文化財に指定された区域で基礎も解体できないような特殊な解体工事である。また、基準となる積算歩掛もなく、業者からの見積で発注した。但し、諸経費については国の基準に基づき算出しており、応札者は、本案件の受注意欲から直接工事費で技術者の配置や業務の効率化等で数量を低めに設定した結果、最低制限を下回ったものと考えられる。

中止後の入札において再度入札中止とならないよう、仕様書等を改めて精査し、入札参加者が同一の条件で入札額を提示できるよう入札を実施し、（株）コンフォルトが落札した。

「質問・意見」

1　入札公表兼結果調書において（株）基設計の備考欄に何も記載がないのはなぜか。

1　（株）基設計は1回目の入札の際に予定価格を超過し、失格ではないため記載していない。本来であれば再入札になるが、（株）基設計以外の6者が失格となり1者となったため、中止とした。

2　解体後、新しい公民館を建てるのか。更地にするのか。

2　平成30年に風とぴあという施設を安田支所に併設し、現在公民館として利用している。来年度の解体に向けて対応し、解体後の更地について協議している。

3　難しい案件だと思うが、参考見積を予定価格にしているのか。参考見積は何者から徴取したのか。徴取した見積にばらつきはあったのか。

3　10者に依頼して5者が辞退したため、徴取した5社の平均値直近下位の見積を予定価格に採用した。最低額と最高額で1100万円の差があった。

4　参考見積徴取に対応する対価はあるのか。他市も同様か。参考見積を提出しても入札参加が保証されないのでは、業者にとって無駄な負担でしかないのでは。	4　対価は支払っていないが、逆に辞退をしてもマイナスの影響はない。おそらく他市も同様。参考見積徴取の際に入札の参加は保証しないと記載しているが、依頼する段階で入札参加できると判断した業者から徴取している。

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額（単位：円）	落札率	発注課	入札参加数
C-22	建委第 11 号	山崎次郎丸線設計修正業務委託	土木 ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ	－	－	－	建設課	－

抽出理由（一宮委員） 再入札で全者が辞退した理由。全者が辞退したのは予定価格が低すぎたのではないか。	「質問・意見」 新潟県測量設計業協会発行の積算標準歩掛により適正な委託費を算定している。また、失格となった業者の応札額を確認したところ、端数処理の誤認により最低制限価格を下回ったことで失格となったものと考えられる。再入札で辞退した業者の辞退理由までは、個別に確認していないが、初回入札額より低い応札はできないと判断したと考えられる。
「質問・意見」 1　再入札で初回入札額より低い応札はできないとはどういうことか。	1　初回の入札で有効な入札額が予定価格を下回らなかった場合、入札額の一番低い額を公表して再入札を行うため、その額より低い額での応札はできないと業者が判断したと考えられる。
2　1 番低い入札額の業者が 1 万円も下げずに再入札を辞退したのか。そこまで厳しく札入れしていたのか。単価が合っていない等はないか。	2　人件費の高騰等により応札額を下げられず、再入札自体が減ってきているように思われる。月毎に公の単価を採用して積算しているが、その公の単価自体も業者に追いついていないのではないだろうか。

随意契約（D）【1件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額（単位：円）	落札率	発注課	入札参加者数
D-5	学校修第15号	京ヶ瀬中学校職員室エアコン修繕	管	（株）加藤工業所	2,750,000	100.00%	学校教育課	1

抽出理由（一宮委員） （株）加藤工業所に随意契約したのはなぜか。一般競争入札でも良かったのではないか。	「回答」 当案件は、中学校職員室のエアコンが7月28日に故障し、夏季において冷房稼働ができず、教職員の勤務環境に支障が生じていたことから、早急な復旧が必要だと判断した。一般競争入札とした場合、公告から入札、契約まで一定期間を要し、復旧が遅れることが懸念されたため、緊急性を考慮し、随意契約とした。 また、業者については、当該施設の空調設備の施工実績があり、既存設備の状況を把握していることから、故障箇所の確認から修繕まで迅速に対応できる（株）加藤工業所を選定した。
「質問・意見」 1　故障まで何年使用したのか。	1　20年程度使用した。
2　一者随意契約とのことだが、実際には複数者に修繕期間等を確認した上で契約しているのか。	2　複数業者に履行期間等を確認し、契約している。